

第 9 8 回神河町議会臨時会に提出された議案

○町長提出議案

- 第 9 2 号議案 神河町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 9 3 号議案 神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 9 4 号議案 令和 2 年度神河町一般会計補正予算（第 6 号）
- 第 9 5 号議案 令和 2 年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 9 6 号議案 令和 2 年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 9 7 号議案 令和 2 年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 9 8 号議案 令和 2 年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 9 9 号議案 令和 2 年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 1 0 0 号議案 令和 2 年度神河町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 第 1 0 1 号議案 令和 2 年度神河町下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 0 2 号議案 令和 2 年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第 3 号）

神河町告示第202号

第98回神河町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和2年11月20日

神河町長 山 名 宗 悟

- 1 期 日 令和2年11月27日
- 2 場 所 神河町役場 議場
- 3 付議事件

- (1) 神河町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する
条例制定の件
- (2) 神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- (3) 令和2年度神河町一般会計補正予算(第6号)
- (4) 令和2年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算(第3号)
- (5) 令和2年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
- (6) 令和2年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)
- (7) 令和2年度神河町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- (8) 令和2年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算(第3号)
- (9) 令和2年度神河町水道事業会計補正予算(第3号)
- (10) 令和2年度神河町下水道事業会計補正予算(第2号)
- (11) 令和2年度公立神崎総合病院事業会計補正予算(第3号)

○開会日に応招した議員

安 部 重 助	藤 森 正 晴
三 谷 克 巳	藤 原 裕 和
小 寺 俊 輔	栗 原 廣 哉
吉 岡 嘉 宏	澤 田 俊 一
小 島 義 次	廣 納 良 幸

○応招しなかった議員

藤 原 日 順

令和2年 第98回(臨時)神河町議会会議録(第1日)

令和2年11月27日(金曜日)

議事日程(第1号)

令和2年11月27日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 第92号議案 神河町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第93号議案 神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第4 第94号議案 令和2年度神河町一般会計補正予算(第6号)
- 第95号議案 令和2年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算(第3号)
- 第96号議案 令和2年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 第97号議案 令和2年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)
- 第98号議案 令和2年度神河町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 第99号議案 令和2年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算(第3号)
- 第100号議案 令和2年度神河町水道事業会計補正予算(第3号)
- 第101号議案 令和2年度神河町下水道事業会計補正予算(第2号)
- 第102号議案 令和2年度公立神崎総合病院事業会計補正予算(第3号)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 第92号議案 神河町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第93号議案 神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第4 第94号議案 令和2年度神河町一般会計補正予算(第6号)
- 第95号議案 令和2年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算(第3号)
- 第96号議案 令和2年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 第97号議案 令和2年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)
- 第98号議案 令和2年度神河町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 第99号議案 令和2年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算(第3号)
- 第100号議案 令和2年度神河町水道事業会計補正予算(第3号)

第 101号議案 令和 2 年度神河町下水道事業会計補正予算（第 2 号）

第 102号議案 令和 2 年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第 3 号）

出席議員（10名）

1 番 安 部 重 助	8 番 藤 森 正 晴
2 番 三 谷 克 巳	9 番 藤 原 裕 和
4 番 小 寺 俊 輔	10 番 栗 原 廣 哉
5 番 吉 岡 嘉 宏	11 番 澤 田 俊 一
6 番 小 島 義 次	12 番 廣 納 良 幸

欠席議員（1名）

3 番 藤 原 日 順

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 小 林 英 和 主事 山 名 雅 也

説明のため出席した者の職氏名

町長	山 名 宗 悟	ひと・まち・みらい課参事兼アグリノバージョン特命参事	
副町長	前 田 義 人 真 弓 憲 吾	
教育長	入 江 多喜夫	建設課長	野 崎 直 規
総務課長	日 和 哲 朗	地籍課長	藤 田 晋 作
総務課参事兼財政特命参事		上下水道課長	谷 総 和 人
.....	黒 田 勝 樹	健康福祉課長	桐 月 俊 彦
税務課長	長 井 千 晴	健康福祉課参事兼保健師事業特命参事	
住民生活課長	高 木 浩	保 西 瞳
住民生活課参事兼防災特命参事		会計管理者兼会計課長	
.....	平 岡 民 雄	山 本 哲 也
地域振興課長	多 田 守	町参事兼病院事務長	春 名 常 洋
地域振興課副課長兼農林業特命参事		病院総務課副課長兼経営強化特命参事兼企業出納員	
.....	前 川 穂 積	井 上 淳一朗
ひと・まち・みらい課長		教育課長兼給食センター所長	
.....	藤 原 登志幸	藤 原 美 樹
		教育課参事兼社会教育特命参事	
		高 橋 宏 安

議長挨拶

○議長（廣納 良幸君） 皆さん、おはようございます。ただいまより第98回神河町議会臨時会を開会いたします。

開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日、ここに第98回神河町議会臨時会が招集されましたところ、議員各位並びに町執行部におかれましては定刻までに御参集を賜り開会できますことは、町政のため誠に御同慶に堪えません。

11月下旬頃からコロナウイルス感染症が、朝夕の気温が下がるのに合わせて、大きく患者数が倍増しております。県下においても、11月17日に初めて3桁、108人の感染者数を確認いたしました。確実に第三波と言えるでしょう。ここに来まして、市川町立市川中学校で生徒20名、教師2名が感染し、クラスターが発生したとのニュースが発信され、直ちに役場内で関係部署の協議を行い、神河町の皆様に注意喚起を防災無線、ホームページ等で行って、周知徹底を図ります。特に、市川町では昨日から濃厚接触者のPCR検査を実施しています。昨日までの中播磨管内、神崎郡3町での陽性者は11名でしたが、一気に拡大し、警戒レベルを最高に上げなければならないと考えております。

また、11月26日の報道では、新たに101人の感染者が出て、県内の累計感染者数は16日に4,000人を超え、9日後には5,000人を突破し5,029人となったと報道がありました。もうこれは非常事態でございます。11月15日には、井戸知事が新型コロナウイルス感染者の重症者を受け入れる県内2例目の拠点病院を県立加古川医療センターに置き、感染症専門の臨時病棟を整備すると発表されました。Go Toキャンペーンが開始されてから、やはり感染者が増えたように思われます。いま一度、マスクの着用の徹底、手指洗い、消毒、三密、密集・密接・密閉等を避け、初心に返り、一から正しく恐れ、生活を見直しましょう。11月26日夜の報道で県内の感染者数が184人となり、また県内の最高を更新いたしました。大変憂慮をしております。

今次臨時会に町長から提出されます議案は、条例改正2件、それに伴う補正予算9件でございます。慎重審議に努めていただき、適正妥当な結論が得られますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いをいたします。

町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） おはようございます。臨時会開会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

まずは、Go To トラベル、Go To イートの利用で全国の観光地もようやくにぎわいを取り戻しつつある中、今月に入りましてから全国的に急激な広がりを見せている新型コロナウイルスは、感染者が過去最多を更新する都道府県が相次ぎ、政府は

この3週間が極めて重要な時期と述べられ、Go To トラベルの対象除外地域の拡大を決定されました。

兵庫県では先週、新たな感染者が連日100人を超える日が続き、感染拡大特別期に入ったと発表いたしました。また、全国一部地域で制限することとなっていますGo To イートのプレミアム付食事券の申込みを当面の間、停止することとなりました。さらに、昨日は過去最多の184人の感染者が確認され、福崎保健所管内、市川中学校で教師2人、生徒20人が感染し、いわゆるクラスターが発生したとの市川町教育委員会の発表がありました。この状況を受けまして、昨日、新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、現状把握と神河町内各幼稚園、小・中学校及び公共施設のコロナ感染症対策の徹底と、その他今後の対応方針について協議を行いました。そして、昨晚より防災無線、ケーブルテレビ、神河町ホームページでの注意喚起をいたしております。町民の皆様様の生命、健康を守るためにも今が正念場です。皆様には引き続きの毎日の検温の実施と行動記録、感染防止の基本となるマスクの着用、手洗い、うがい、身体的距離、ソーシャルディスタンスの確保、三密を避けるなど、新たな生活様式であるひょうごスタイルを基本に、インフルエンザなど冬場の季節性感染症の対策。また、感染リスクが高まるとされる5つの場面への注意として、1つ、飲酒を伴う懇親会など、2つ、大人数や長時間に及ぶ飲食、3つ、マスクなしでの会話、4つ、狭い空間での共同生活、そして休憩室、喫煙所、更衣室、以上について、引き続き町として防災無線、ケーブルテレビ及び神河町ホームページで町民への注意喚起を継続してまいります。皆様一人一人がうつらない、うつさない、そして濃厚接触者にならない、させないとの強い思いで取り組むことが大切です。一層の御理解、御協力をお願いいたします。

さて、本日は、第98回神河町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位の御出席を賜り、議会ができますこと、厚くお礼申し上げます。今臨時会には、条例改正2件、令和2年度一般会計ほか各会計補正予算9件の計11件を提案させていただきます。いずれも今年の国の人事院勧告に伴う補正でございます。議員各位にはよろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。

午前9時40分開会

○議長（廣納 良幸君） ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達していますので、第98回神河町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程に入る前に、本日、藤原日順議員から病気療養中のため欠席届が提出されております。また、岡部総務課特命参事からも病気療養中のため欠席届が提出されておりますので、御了承願います。

日程に戻ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（廣納 良幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名であります。
会議録署名議員は、会議規則127条の規定により、議長から指名いたします。
1番、安部重助議員、2番、三谷克巳議員、以上2名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

- 議長（廣納 良幸君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これに御異議
ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（廣納 良幸君） 御異議ないものと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日
1日間と決定いたしました。
それでは、早速議案の審議に入ります。

日程第3 第92号議案及び第93号議案

- 議長（廣納 良幸君） 日程第3、第92号議案、神河町特別職の職員で常勤のもの
の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件並びに第93号議案、神河町
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件の2議案を一括議題といたしま
す。

上程2議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

- 町長（山名 宗悟君） 第92号及び第93号議案について関連がありますので、一括
にて提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改
正する条例制定の件及び神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
でございます。

職員の給与決定につきましては、地方公務員法第24条第3項の均衡の原則に基づき、
国家公務員を基本とし、兵庫県及び県下各市町の状況と町の状況を総合的に勘案し改定
の判断をしているところであり、このたびの改正についても、人事院勧告を受け、国家
公務員の動向、兵庫県の状況、県下各市町の状況を照らし合わせ、改定を行うものでご
ざいます。

改正の内容は、ボーナスの年間支給月数を0.05月引き下げ、4.50月から4.45月
に改正するものです。その内訳として、期末手当を0.05か月の引下げ、年間支給月数
を2.60月から2.55月に引き下げるもので、令和2年12月の期末手当に反映させる
ものでございます。

この職員の改定に倣い、常勤の特別職及び議会議員の期末手当につきましても同様に0.05月引き下げるものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

なお、詳細につきましては、総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 詳細説明を求めます。

日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。それでは、詳細説明をさせていただきます。

先ほど町長提案にもありましたとおり、改正内容は期末手当の支給率の改正、加えて、令和3年度以降の6月、12月の支給月数を同じにするというものでございます。

まず、このたびの人事院による勧告について、御説明させていただきたいと思っております。第93号議案、神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件の最後に給与勧告の骨子という資料をつけておりますので、そちらを御覧いただきたいと思います。骨子のIIのところにはボーナスの改定ということで記載がございます。民間の支給割合4.46月に見合うよう4.50月から4.45月に引き下げる内容で、一般の職員の場合の支給月数の表にもありますように、令和2年12月の支給の期末手当を0.05月引き下げ1.25月に、また、令和3年度以降は、支給月数を6月、12月を1.275月で同じ支給月数にするものです。

これらの勧告を基に、国の審議の状況、県、市町の状況を踏まえ、当町の条例改正を提案させていただくものでございます。

以上の内容を新旧対照表に基づき御説明申し上げますので、少し前後しますが、まず、第93号議案の新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

まず、第1条による改正は、一般職に関する期末手当の額について、改正前100分の130とあるのを、6月に支給する場合には100分の130、12月に支給する場合には100分の125に改正するものでございます。また、再任用職員についても、100分の130を100分の125に改正するものでございますが、支給月数100分の72.5には変更がございません。

第2条による改正は、第1条で変更した内容を100分の127.5に改正するもので、これにより、一般職の期末手当の6月、12月の支給月数を同じにするものでございます。また、再任用職員についても同様に改正します。

以上の内容で、本議案の第1条の改正については公布の日から、第2条の改正については令和3年4月1日からの適用となることから、2条立ての改正を行うものでございます。

次に、第92号議案を御覧ください。一般職同様に、神河町特別職についても期末手当を0.05月引き下げるものでございます。なお、議会議員の皆様につきましても、神

河町議会議員の議員報酬、費用弁償及び旅費に関する条例第6条第2項の規定において、期末手当の額は、神河町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の規定により、期末手当を受ける職員の例により一定の割合を乗じて得た額とするというふうにされておりますので、本改正により、町三役同様に議会議員についても、0.05月の引下げを行うこととなります。

それでは、第92号議案の新旧対照表を御覧ください。

まず、第1条による改正は、現在の年間支給月数4.45月を4.40月に改正するために、12月の支給率を変更するものでございます。在職期間6か月の欄で基準日12月1日の支給率を御覧ください。改正前100分の222.5を100分の217.5に改正するもので、0.05月の引下げとなります。

また、在任期間の5か月以上6か月未満の欄は6か月の80%、3か月以上5か月未満は6か月の60%、3か月未満は6か月の30%の支給率となります。

次に、第2条による改正は、改正した年間支給月数4.40月を6月、12月それぞれの支給率を同率の2.20月とするもので、在職期間に伴う支給率も同様に改定を行います。

なお、第93号議案同様、第1条の改定については公布の日から、第2条の改定については令和3年4月1日からの適用となります。

以上が改正の内容でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

2議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

これより議案ごとに討論、採決を行います。

まず、第92号議案について討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第92号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第92号議案は、原案のとおり可決されました。

続いて、第93号議案について討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第93号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第93号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第4 第94号議案から第102号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第4、第94号議案、令和2年度神河町一般会計補正予算（第6号）、第95号議案、令和2年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第3号）、第96号議案、令和2年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、第97号議案、令和2年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）、第98号議案、令和2年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、第99号議案、令和2年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第3号）、第100号議案、令和2年度神河町水道事業会計補正予算（第3号）、第101号議案、令和2年度神河町下水道事業会計補正予算（第2号）、第102号議案、令和2年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第3号）の9議案を一括議題といたします。

上程9議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第94号議案から第102号議案を一括にて提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

第94号議案は令和2年度神河町一般会計補正予算（第6号）でございまして、補正予算（第5号）以降、補正要因が生じたものについて、補正するものでございます。

補正の主な要因は、歳入では、財政調整基金繰入金780万6,000円の減額で、今回の補正の財源調整のため減額補正するものです。補正後の現在高は11億7,421万円でございます。歳出では、各手当、共済費等6月補正以降の異動に伴う増減額、人事院勧告の期末手当率の改定に伴う期末勤勉手当の減額、人事院勧告及び定時決定等に伴う標準報酬月額の変更に伴う共済費の増減額、人事院勧告による人件費及び共済費の国民健康保険事業特別会計繰出金、介護保険事業特別会計繰出金、後期高齢者医療事業特別会計繰出金の増減額、780万6,000円を減額補正するものでございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ780万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億4,635万2,000円とするものでございます。

続いて、第95号議案は、令和2年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第3号）でございまして、補正予算（第2号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、給与費の職員手当において、異動により扶養手当及び児童手当を12万円増額、人事院勧告に伴い、期末手当を9万4,000円減額、差引き2万6,000円の増額でございます。また、期末手当の減額に伴い、共済費を1万6,000円減額して

おります。職員手当等、共済費の合計で1万円増額し、同額を予備費で減額しております。

続いて、第96号議案は令和2年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）でございまして、補正予算（第3号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、人事院勧告に伴い、期末手当4万4,000円の減額、及び共済費を5万円減額するもので、職員の人件費を伴う補正のため、一般会計繰入金の減額補正も行うものであります。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億3,221万4,000円とするものでございます。

続いて、第97号議案は令和2年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）でございまして、補正予算（第1号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、人事院勧告に伴い、期末手当1万4,000円の減額と、標準報酬月額の変更に伴い、共済費を2万3,000円増額するもので、職員の人件費を伴う補正のため、一般会計繰入金の増額補正も行うものであります。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,051万4,000円とするものでございます。

続いて、第98号議案は令和2年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）でございまして、補正予算（第2号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、給与費の職員手当において、異動により扶養手当及び児童手当を14万5,000円増額、人事院勧告に伴い、期末手当17万3,000円の減額、及び共済費を2,000円減額するので、職員の人件費を伴う補正のため、一般会計繰入金の減額補正も行うものであります。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億8,873万5,000円とするものでございます。

続いて、第99号議案は令和2年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第3号）でございまして、補正予算（第2号）以降、補正要因が生じたものについて、補正するものでございます。

補正の内容は、人事院勧告に伴い、期末手当24万円及び共済費を4万4,000円減額し、同額を予備費に計上しております。

第100号議案は令和2年度神河町水道事業会計補正予算（第3号）でございまして、

補正予算（第2号）以降、補正要因の生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、予算第3条の収益的支出の予定額で、人事院勧告に伴い、手当、賞与引当金繰入額、法定福利費引き当て繰入額で9万5,000円の減額、及び共済組合負担金の標準報酬月額の変更に伴い、法定福利費を2万3,000円増額し、合計で7万2,000円を減額するものであり、同額を予備費に計上しております。

次に、予算第4条の資本的支出の予定額で、建設改良費の事務費においても、人事院勧告に伴う補正であり、手当、賞与引当金繰入額、法定福利費、法定福利費引き当て繰入額の合計19万円を減額しております。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億757万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填いたします。

予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない職員給与費を26万2,000円減額し、4,403万2,000円といたします。

続いて、第101号議案は令和2年度神河町下水道事業会計補正予算（第2号）でございまして、補正予算（第1号）以降、補正要因の生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、予算第3条の収益的支出の予定額で、人事院勧告に伴い、手当、賞与引当金繰入額、法定福利費、法定福利費引き当て繰入額の合計17万7,000円を減額するもので、同額を予備費に計上しております。

次に、予算第4条の資本的支出の予定額で、建設改良費の事務費においても、人事院勧告に伴う補正であり、手当、賞与引当金繰入額、法定福利費、法定福利費引き当て繰入額で合計2万円を減額しております。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億2,701万9,000円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填いたします。

予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない職員給与費を21万1,000円減額し、4,498万4,000円といたします。

続いて、第102号議案は令和2年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第3号）でございまして、補正予算（第2号）以降、補正要因が生じたものについて、補正するものでございます。

補正の要因は、本年6月以降に退職した看護師4名、理学療法士1名、作業療法士1名、計6名の人件費を減額することと、人事院勧告に伴う期末手当とその共済費等を減額することが主なものであります。

まず、医業費用の給与費、看護師給と医療技術員給で1,078万3,000円の減額、正職員全職種の手当で404万4,000円の減額、賞与引当金繰入額で337万8,000円の減額、会計年度任用職員手当で90万1,000円の減額、法定福利費で183万7,000円の減額、法定福利費引当金繰入額で66万円の減額であります。

次に、医業外費用の在宅医療・介護連携支援センター費において、事務員手当、賞与

引当金繰入額、法定福利費、法定福利費引当金繰入額で2万3,000円を減額し、同額を消耗品費に計上しております。

医業費用の給与費で合計2,160万3,000円の減額となりましたので、同額を予備費に計上し、予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない職員給与費を21億4,812万5,000円といたします。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

9議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

澤田議員。

○議員（11番 澤田 俊一君） 11番、澤田です。1点お尋ねというか心配をすることがありますので、お尋ねをしたいと思います。第102号議案、公立神崎総合病院事業会計の補正予算についてであります。予算説明資料の2ページ目の収益的収入及び支出の部分の給与費の看護師給で、春以降4名の退職があって、807万5,000円の減額。医療技術職給についても2名の退職があって、270万8,000円の減額というふうに減額の補正が出てるんですけども、この間、職員の募集の状況を見ますと、9月の下旬に看護職の正規職員を若干名募集されております。10月の下旬にも作業療法士の1名の募集をされておるんですけども、この募集について、その後、応募、採用があったのかということをお尋ねしたいのと、続いて、今回減額補正されるということは、今後この4名、2名については採用の見通しがないので減額補正をされるというふうに解釈するんですが、そういう状況の中で現在のそれぞれの人員で適切な医療が提供できるのかどうか、そして、他の職員に負担がかかっていかないのか、そういったところを少し心配しますので、現在の状況につきましてお知らせをいただきたいと、お尋ねをしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（廣納 良幸君） 井上病院総務課特命参事。

○病院総務課副課長兼経営強化特命参事兼企業出納員（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。ただいまの澤田議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、看護師ですけれども、6月の30日に1名、7月の10日に1名、8月の31日に1名、9月の16日に1名、計4名が退職をしております。また、理学療法士につきましては9月の17日に1名退職、それと、作業療法士につきましては7月末に退職ということで、合計6名の退職に至っております。澤田議員おっしゃったように、看護師につきましても採用の募集をかけているところでございます。11月の1日に1名採用をさせていただいておるところでございます。作業療法士については現在募集中でございます。理学療法士については、今のところこのままでいけるであろうというところで、募集には至っておりません。今後におきましても少し退職予定がある中で、今後も看護師については確保をしていきたいというところで、現在募集に努めているところでございます。予算につきましては、今後の見通しも立てた中で、この予算額でいける

であろうという中で減額をさせていただくものでございます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 澤田議員。

○議員（11番 澤田 俊一君） 11番、澤田です。先ほど説明した中で、そういう退職が、先ほどお尋ねした中で退職が増えている中で、現在の人員で適切な医療が行われているのか、他の職員に負担がかかっていないのか、その辺を再度確認したいのと、それと、予算書の12ページ、級別の職員数の補正後、補正前を見ますと、看護職については2級、3級で4名の減員、医療技術職については2級で2名の減員ということで、いずれも若い職員の方が退職をされている。これは今年のみならず、昨年までも結構年度途中で若い職員が退職されている報告をよく受けてるわけなんですけども、いわゆる職員の育成というか、プライバシーに関することもあるかもしれませんが、退職の理由、そういったことが職場環境とか、そういうことが職場での人間関係とか、いわゆる職員への指導とか、そういったことが影響してないのかどうかっていうところも少し心配するところなんです。その辺のところも言える範囲で説明をお願いしたいと思います。

○議長（廣納 良幸君） 井上病院特命参事。

○病院総務課副課長兼経営強化特命参事兼企業出納員（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。ただいまの澤田議員の質問にお答えをさせていただきます。

おっしゃいましたように、看護師、また医療技術職につきましても20代、30代の方の退職となっているところでございます。職場環境というところはあるかとは思いますが、職員の中でも教育という部分で力を注いでいるわけなんですけども、自分の職務に向いているか向いていないかというふうなところもございまして、退職に至っている職員もいるというところでございます。以上でございます。

失礼いたしました。現在、看護師につきましても6月以降4名の退職に至っているところでございますが、例えば外来の看護師をお昼から病棟に配置したりという中でやりくりをしている状況でございます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 澤田議員。

○議員（11番 澤田 俊一君） 澤田です。3回目です。状況は何となくは分かったんですけども、やはりそれぞれの職場に希望を持って就職された方ばかりだと思うんですね。その方々が年度途中で、看護師についても6月、7月、8月、9月とそれぞれ次々と若い方が辞めていっておられるということについて、もう一度院内でそういう若い職員の育成とか、そういったことも含めて、要因については我々は分らんわけですけども、組織としての課題があるのであれば、それに向けた手だてをお願いしたいと思います。春名事務長、いかがでしょうか。

○議長（廣納 良幸君） 春名病院事務長。

○町参事兼病院事務長（春名 常洋君） 病院事務長の春名でございます。ただいま御質問、御意見をいただいたところですけども、思うところに、本年度から経営改善というところに力を入れて始めているところでございます。そういったことで、それぞれ退

職した職員の状況を見てみますと、明らかに病院の環境が悪いというような声は聞こえてはこないんですけれども、想像するところに、そういったことも従前から要因があったようなところも感じてはおります。それと、そこに経営改善の負担と、心身ともにですけれども、負担というところが今回の退職につながったのかなと想像をしているところです。

我々、経営改善を進めるに当たって、常に意見が聞こえてきますのは、モチベーションが下がると、そんなことをするなというふうな反対意見が常に多かれ少なかれございます。そういったところも配慮はしておるつもりなんですけど、改めまして、そのモチベーションの維持というところと経営改善というところの両立できるラインを見定めながら、いろいろと展開をしていきたいと考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） 質疑を終結します。

これより議案ごとに討論、採決を行います。

まず、第94号議案について討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。討論を終結します。

これより第94号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第94号議案は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第95号議案について討論に入ります。討論のある方はお願いします。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。討論を終結します。

これより第95号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第95号議案は、原案のとおり可決されました。

続いて、第96号議案について討論に入ります。討論のある方。ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第96号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第96号議案は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第97号議案について討論に入ります。討論のある方はお願いします。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。討論を終結します。

これより第97号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第97号議案は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第98号議案について討論に入ります。討論のある方。ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第98号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第98号議案は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第99号議案について討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。討論を終結します。

これより第99号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第99号議案は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第100号議案について討論に入ります。討論のある方。ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第100号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第100号議案は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第101号議案について討論に入ります。討論のある方。ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第101号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第101号議案は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第102号議案について討論に入ります。討論のある方はお願いします。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようです。討論を終結します。

これより第102号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第102号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（廣納 良幸君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。本臨時会に付議された案件は全て議了いたしました。これで閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 御異議ないものと認めます。

これをもちまして第98回神河町議会臨時会を閉会いたします。

午前10時25分閉会

議長挨拶

○議長（廣納 良幸君） 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

提出されました議案に対し、議員各位におかれましては慎重審議していただいたことに感謝申し上げます。神河町のさらなる発展のために議員全員で頑張りたいと思いますので、どうぞよろしく願いをいたします。

12月8日より12月定例会第1日目が始まりますが、ここにきて暗いニュースばかりですが、残りの1か月は無理をしてでも明るいニュースを見たいものがございます。いつも御理解、御支援を賜っておりますことに対しまして感謝を申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） それでは、私からも臨時会閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

議員各位には、本日提案させていただきました全ての案件につきまして御承認、可決いただき、誠にありがとうございました。

本日承認いただきました補正予算につきまして、直ちに事務作業に入り、適正な予算執行をさせていただきます。

さて、開会の挨拶にも触れましたが、神崎郡内、学校現場でのクラスター発生など、新型コロナウイルス感染拡大が極めて深刻な状況となっています。昨日のクラスター発生を受けて、市川町では関係者約370名のPCR検査が行われるとのことであり、その結果が非常に気になる場所があります。改めて新たな生活様式、ひょうごスタイル、毎日の検温、マスクの着用、手洗い、うがい、ソーシャルディスタンスの確保の徹底により、一人一人がうつらない、うつさない、さらには濃厚接触者にならない、させないの強い意識づけが大切です。行政として、まずは学校現場をはじめとして、しっかりと感染対策の徹底と注意喚起をまいります。

結びに、来週からは師走となり、朝夕の冷え込みが一層厳しくなっております。議員各位には、今後とも健康には十分御留意していただき、町政発展のため引き続き御活躍くださいますようお願い申し上げます、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

午前10時28分
